

## 三重県交通事業者感染症対策費用等補助金交付要領

### (通則)

第1条 三重県交通事業者感染症対策費用等補助金（以下「補助金」という。）は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び地域連携部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、県内の公共交通事業者の新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止対策を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図り、県民が安心して県内交通を利用できる環境整備を目的とする。

### (補助対象事業等)

第3条 知事は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下この要領において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本要領における補助対象事業及び補助対象事業者は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が新型コロナウイルス感染症対策に直接要した別表1に掲げる経費とする。

2 前項の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）は補助対象としないものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費以内の額とする。

### (補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日までに様式第1号による交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 一 交付申請事業表（様式第1号-1）及び下記の添付資料
  - ・申請事業者の車両数等を証する資料
  - ・申請品の購入とその金額を証する資料（領収証等）
- 二 申請者（役員等）に関する事項（様式第1号-2）

### (補助金の交付決定及び額の確定等)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の

うえ、交付決定及び額の確定を行い、第2号様式による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、次の各号に掲げる条件その他必要な条件を付すことができる。
  - 一 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
  - 二 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業対象者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の取り消し及び返還）

第9条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）本要領の規定に違反したとき。
- （2）補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- （3）補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（補助金の請求）

第10条 補助対象事業者は、県からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4号による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

（報告及び調査）

第11条 知事は、この補助事業等について必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

- 1 この交付要領は、令和2年7月10日から施行する。
- 2 この交付要領は、令和2年度予算から適用する。

別表1（第3条第2項、第4条関係）

補助対象事業	補助対象事業者が新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策のために実施する事業であり、国、県、市町等の他の補助金の交付を受けない事業とする。
補助対象事業者	<p>地域鉄道運行事業者</p> <p>養老鉄道株式会社 三岐鉄道株式会社 四日市あすなろう鉄道株式会社 伊賀鉄道株式会社 伊勢鉄道株式会社</p> <p>乗合バス運行事業者</p> <p>三重交通株式会社 三交伊勢志摩交通株式会社 三重急行自動車株式会社 八風バス株式会社 三岐鉄道株式会社</p> <p>航路事業者</p> <p>伊勢湾フェリー株式会社 津エアポートライン株式会社</p> <p>離島航路事業者</p> <p>志摩マリンレジャー株式会社 海上運送法（昭和24年法律第187号）における一般旅客定期航路事業の「指定区間」に係る事業に限る</p> <p>タクシー事業者</p> <p>三重県に本社・本店の住所をおく一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定の一般乗用旅客自動車運送事業者を除く）</p>
補助対象経費	<p>令和2年4月1日から交付申請日までに事業者が直接購入した新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策に要する費用のうちマスクや消毒液など、消耗品の購入費用とし、下記の額を上限とする。</p> <p>地域鉄道運行事業者</p> <p>令和2年4月1日時点で 事業者が有する旅客営業用の車両数 × 15,000円</p>

乗合バス運行事業者

令和2年4月1日時点で

事業者が有する一般乗合旅客自動車運送事業に使用している三重  
県内で登録されている事業用（旅客）の車両数 × 15,000円

ただし、高速路線バス及び廃止代替バス等の市町から委託を受け  
て運行している車両を除く

航路事業者

令和2年4月1日時点で

対象の事業を行うために事業者が有する

旅客運搬事業を行う旅客船の数 × 15,000円

タクシー事業者

令和2年4月1日時点で

三重県内で登録されている事業用（旅客）の車両数 × 15,000円

様式第1号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

三重県知事 へ

住 所  
氏名又は名称 印

年度三重県交通事業者感染症対策費用等補助金交付申請書

年度三重県交通事業者感染症対策費用等補助金 円を交付される  
よう、三重県交通事業者感染症対策費用等補助金交付要領第6条の規定により、別紙  
のとおり申請します。

様式第1号-1

年度：三重県交通事業者感染症対策費用等補助金 交付申請事業表

補助対象事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

	申請内容	申請品の購入日	申請品の金額（消費税等を除く）	補助金額	備考
1					
2					
3					
・ ・ ・					
計					

(添付書類)

- (1) 申請事業者の車両数等を証する資料
- (2) 申請品の購入とその金額を証明する資料（領収証等の写し）
- (3) その他申請に必要な書類

様式第1号-2 (第6条関係)

申請者(役員等)に関する事項

職名	よみがな 氏名	生年月日	性別

第2号様式（第7条関係）

三重県指令 番 号

住 所  
氏 名 様

年 月 日付け第 号で申請のあった「令和 年度三重県交通事業者感染症対策費用等補助金」については、三重県交通事業者感染症対策費用等補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定しましたので、通知します。

記

1. 確定補助金額 金 円
- 2 補助対象事業者は、三重県交通事業者感染症対策費用等補助金交付要領に定めるところに従わなければならない。
- 3 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告してください。

年 月 日

三重県知事

印



第3号様式（第8条関係）

番 年 月 日 号

三重県知事 へ

住 所  
名 称  
代表者名 印

令和 年度三重県交通事業者感染症対策費用等補助金  
交付申請取下届出書

年 月 日付け第 号で申請した標記補助金について、下記の理由  
により申請を取り下げます。

記

交付申請取下理由

※ その他説明等に必要な資料を適宜添付すること。

番 年 月 日 号

三重県知事 へ

住 所  
名 称  
代表者名 印

令和 年度三重県交通事業者感染症対策費用等補助金  
支払請求書

年 月 日付け第 号で額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額  
金 円
- 2 受取人（口座名義）、住所、氏名
- 3 振込先金融機関及び支店名
- 4 預金種別
- 5 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。